相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市泉区長命ヶ丘四丁目二七番地一二、最後の住所埼玉県八潮市大字木曽根一〇六四番地七　被相続人　亡　佐藤　剛二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

埼玉県越谷市弥生町三―三三越谷東駅前ビル五階埼玉東部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　千晶

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市油屋町九三番地、最後の住所東京都杉並区堀ノ内二丁目六番二一号パークハイム杉並Ｇ四〇二

被相続人　亡　鶴田　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号

相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都福生市大字福生八七四番地、最後の住所東京都世田谷区弦巻五丁目一一番六―四〇三号　被相続人　亡　在田　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

事務所東京都中央区日本橋二―三―二一八重洲セントラルビル八階日本橋総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　椙村　寛道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市好間町榊小屋字迎五五番地、最後の住所横浜市港北区新吉田町六〇五一番地港北みどり園

被相続人　亡　野木　孝成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

横浜市中区本町二丁目一〇番横浜大栄ビル二階

相続財産管理人　弁護士　青木　康郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県黒部市生地七番地七、最後の住所富山県中新川郡立山町野町三五七番地一一

被相続人　亡　経塚　義光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

富山県富山市布瀬本町四番地一二　第二若林ビル三階　相続財産管理人　橋爪健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県能美市中町レ二五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安永　彬男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

石川県加賀市小菅波町二丁目八五番地

相続財産管理人　中巳出恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県犬山市字裏之門一七一番地、最後の住所岐阜市鏡島精華一丁目四番三四―八〇二号

被相続人　亡　島崎　勇治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

岐阜市泉町四一　富士火災岐阜ビル一階ティアレ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芝　英則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市陽光台二〇二七番地六、最後の住所三重県伊賀市陽光台二〇二七番地の六

被相続人　亡　神坂　道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

事務所三重県名張市栄町二八七五番地　名張法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大塚　耕二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区納所町一八七番地、最後の住所京都市伏見区下鳥羽西柳長町二一六番地

被相続人　亡　小田　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

京都市中京区蒔絵屋町二六七　烏丸二条ビル四Ｆ

相続財産管理人　弁護士　山之口　泉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府木津川市木津町宮ノ内六五番地、最後の住所京都府木津川市木津池田一〇七番地六〇　被相続人　亡　西原　重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町二四〇　京都商工会議所ビル五階　イリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本菜穂子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町五九八番地、最後の住所京都市南区西九条戎光寺町一六番地の八

被相続人　亡　落合　保男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月二十五日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階烏丸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浅井　悠太

第76期決算公告

平成26年8月26日

東京都港区港南二丁目16番8号

株式会社泰文堂

代表取締役　中藤　文男

貸借対照表の要旨（平成26年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	333,708
	固定資産	655
	資産合計	334,363
負債及び純資産の部	流動負債	317,026
	株主資本	17,337
	資本金	10,000
	資本剰余金	2,286
	資本準備金	2,286
	利益剰余金	5,051
	その他利益剰余金	5,051
	（うち当期純利益）	(23,458)
	負債・純資産合計	334,363

第28期決算公告

平成26年8月28日

茨城県結城市大字矢畑字若宮545番地

ゆたか化学株式会社

代表取締役　佐野　正巳

貸借対照表の要旨

（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,065
	資産合計	9,065
負債及び純資産の部	株主資本	9,065
	資本金	10,000
	利益剰余金	△935
	その他利益剰余金	△935
	（当期純損失）	(60)
	純資産合計	9,065
	負債・純資産合計	9,065

第16期決算公告

平成26年8月28日

福島県いわき市常磐関船町矢津４番地62

みのり化研株式会社

代表取締役　武波　泰男

貸借対照表の要旨

（平成26年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	8,838
	資産合計	8,838
負債及び純資産の部	株主資本	8,838
	資本金	10,000
	利益剰余金	△1,162
	その他利益剰余金	△1,162
	（当期純損失）	(60)
	純資産合計	8,838
	負債・純資産合計	8,838